

産業建設委員会会議録

=====
日時 令和5年8月30日（水曜日）

午前10時から午前11時30分まで

場所 第4委員会室

日程

1 開会

2 協議・説明事項

(1) 令和5年第3回（9月）定例会 上程議案等について

① 土浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（案）について

② 土浦市公共物管理条例の一部改正（案）について

③ 土浦市水道事業の設置に関する条例の一部改正（案）について

④ 令和5年度土浦市一般会計補正予算（第6回）（案）について

⑤ 令和5年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）（案）

⑥ 令和5年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）（案）について

⑦ 常磐線荒川沖・土浦間岩柳こ線人道橋架替外1工事の変更協定（案）について

⑧ 市道の路線の認定及び変更（案）について

⑨ 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

(2) 報告事項

⑩ 小町の館隣接用地の取得について

⑪ 令和5年台風第2号大雨被害に係る農作物被害報告書の提出について

⑫ 土浦市歴史的風致維持向上計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について

⑬ 第三期土浦市中心市街地活性化基本計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について

(3) その他

⑭ 入札案件について

⑮ 工事発注状況報告について

3 閉会

出席委員（8名）

委員長 平石 勝司

副委員長 今野 貴子
委員 竹内 裕
委員 寺内 充
委員 海老原 一郎
委員 下村 壽郎
委員 島岡 宏明
委員 吉田 直起

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（15名）

産業経済部長	佐藤 亨	都市政策部長	塚本 隆行
建設部長	渡辺 善弘	商工観光課長	沼尻 健
農林水産課長	黒須 清一	都市計画課長	飯泉 貴史
都市整備課長	福澄 雄祐	施設・公園管理課長	中島 賢市
建築指導課長	齋藤 仁志	道路管理課長	滝田 昌暁
道路建設課長	浅岡 武徳	住宅営繕課長	三浦 誠
下水道課長	室町 和徳	水道課長	和田 利昭
農業委員会事務局長	坂本 直親		

傍聴者0名

事務局職員出席者 松本 裕司

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。資料は、サイドブックスの「産業建設委員会」、「令和5年」、「8月30日開催」をお開きください。執行部の方は、説明の際にページ数もお願いします。また、委員及び執行部の皆様、発言の際は、マイクの使用をお願いいたします。それでは、（1）令和5年第3回（9月）定例会 upper程議案、土浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（案）について説明をお願いします。

○室町下水道課長 今回条例の一部改正を行う主な理由については、1番の一部改正の理由に記載のとおり、令和6年度から農業集落排水事業が下水道事業会計に統合されることになり、そのため、地方公営企業の経営の基本に関する事項に一部変更が生じることから、関連する条例の改正を行うものです。2番の一部改正の概要にありますとおり、土浦市下水道事業の設置等に関する条例

については、農業集落排水事業を定義し、それに伴い土浦市農業集落排水事業特別会計条例については、廃止するものです。条例改正の具体的内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表にて御説明しますので、4ページをお願いします。土浦市下水道事業の設置等に関する条例の新旧対照表となります。表の中央が改正前、表の左側が改正後の条文となります。第1条については、土浦市下水道事業を公共下水道事業及び農業集落排水事業として定義するため、文言を改めます。第2条については、現行の第2条の下水道事業は、改正後の第2条第1項において公共下水道事業のみを指すため、文言を改めるとともに、農業集落排水事業を新たに規定します。第4条については、これまでの下水道事業は、改正後において公共下水道事業のみを指すため、文言を改めるとともに、次のページになりますが、排水区域等の内容を明記する。また、農業集落排水事業の経営の基本に該当する事項を定めます。5ページをお願いします。第6条については、地方自治法の改正に伴い生じた条項ずれを改めます。第8条については文言を改めます。6ページをお願いします。土浦市農業集落排水処理施設条例の新旧対照表でございます。第3条については、文言を改めるものです。条例改正案についての説明は以上となります。よろしくをお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○竹内委員 中村西根の農業集落は終わったのか。

○室町下水道課長 中村西根の農業集落排水事業については、全ての事業について終わっているものでございます。

○寺内委員 ちょっと一つ聴きたいんだけど、受益者負担はどうなっているか。農業集落排水と下水道はちょっと受益者負担の額が違うでしょう。それを統合したときに、どのように取り扱うのか教えてもらいたい。

○室町下水道課長 こちらにつきましては下水道、公共下水道事業の受益者負担金については平米当たりの単価で、農業集落排水事業については一戸当たり幾らという受益者分担金ってことで、引き継いでいくような形になっております。

○寺内委員 下水道課のほうに集約されるようになると、農業集落排水事業をやっていた人は分かっているけれど、下水道の人は分かんないから、受益者負担を明確にしておかないと後でトラブルになるリスクがあるから、それだけちゃんと明確にしておいてね。

○下村委員 これを公共会計のほうに入れるとなると、今まで農林水産省からの補助で施設整備をしてきたと思うんですよね。そういったものが今後の下水

道を入れたときに、会計的にその財産としての処理の仕方はどういうふうにするのか。集落排水事業っていう財産があって、下水道との二本立てで出てくるんですか。

○室町下水道課長　こちらについては今回の条例改正の中にも、公共下水道事業、農業集落排水事業と、それぞれ明記しておりますので、変わらずということになります。国の補助事業につきましては、農業集落排水事業は変わらず、農林水産省の補助関係でいろいろ今後もやっていくという予定でございます。以上でございます。

○下村委員　そうしますと、もともと公共下水は、公営企業会計をしなければいけないところですから、一つの処理をするというよりは、見た目は一つになってくるんですかね。もう一度そこだけお願いします。

○室町下水道課長　会計上は中に入りますけど、公共下水道事業もあるし、農集もありますし、あとは固定資産について建物とかも減価償却しながら財産として位置付けをしながら、その事業が今後もしっかりと見ながらやっていくというのが、今回の公営事業の目的なので、それぞれに分けて、財産等もやっていきたいと思えます。以上です。

○下村委員　もう一つ、土浦市だけがこういうことやるわけじゃなくて、全国的にそういう傾向にあるんでしょうか。

○室町下水道課長　公営企業に関しましては、国からの方針で大きな公共下水とか水道とか、そういう大きな事業につきましては、令和元年度までに公営企業会計に移行する必要があるとして、公共下水道につきましては令和2年度から移行したような状況でございますが、さらに規模の小さい所についても、引き続き移行するようにとということで、そちらについては令和5年度までに準備をするよう国からの指導がございましたので、今回移行する次第でございます。以上でございます。

○竹内委員　農業集落は、西部地区で最初にやったんだよね。菅谷のほうで2番目。中村西根が時間かかったけど、やっと終わった。これ、こういうふうに条例一部改正してさ、もう農集はやらないの。

○室町下水道課長　そういう生活排水の処理につきましては、県のほうで排水ベストプランを作っていて、公共下水道で整備するエリア、農業集落排水事業で整備するエリア、それ以外については合併浄化槽の推進するエリアでそれぞれ役割分担の下、生活排水の処理をやっている状況でございます。

○平石委員長　つづいて、②土浦市公共物管理条例の一部改正(案)について、説明をお願いします。

○滝田道路管理課長 ②土浦市公共物管理条例の一部改正（案）について、をお願いいたします。2ページをお願いいたします。1番、一部改正の理由でございますが、条文と実務に相違があることから、実務に合わせた事務処理と整合性を図るための改正でございます。概要でございますが、使用料の計算方法と納付期日について明確にするものでございます。施行日でございますが、公布の日から施行いたします。なお、3ページと4ページが土浦市公共物管理条例の改正案文でございます。5ページから最終ページまでが新旧対照表となりますので、御確認のほどよろしく申し上げます。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 つづいて、③土浦市水道事業の設置に関する条例の一部改正（案）について説明をお願いします。

○和田水道課長 土浦市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（案）につきまして、2ページをお願いします。改正の理由でございますが、土浦市水道事業の設置に関する条例におきまして、地方公営企業法施行令に定める基準に従いました所要の改正を行うとともに、地方自治法の一部改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、当該条項を引用する箇所に条ずれが生じることから、同条例の一部を改正するものでございます。つづいて、改正の内容でございますが、4ページの新旧対照表をお願いします。第5条の「重要な資産の取得及び処分」につきましては、条文中に不動産の信託に関する規定を加えるものでございます。不動産信託とは、土地などの所有権を移転登記によって信託された銀行などが、資産の運用利益を所有者に分配する仕組みでございますが、昭和61年の地方公営企業法施行令の一部改正により、不動産信託の適用が条文に加えられたことから、水道事業の条例も改めなければならないところ、改正がなされておりましたので、改めて議会の御承認をお願いするものでございます。また、第6条の「議会の同意を要する賠償責任の免除」につきましては、令和6年4月1日に施行される地方自治法の一部改正に伴う条ずれの改正となっております。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 つづいて、④令和5年度土浦市一般会計補正予算（第6回）（案）

について、説明をお願いします。

○沼尻商工観光課長 令和5年度土浦市一般会計補正予算（第6回）（案）について御説明いたします。サイドブックス④の資料2ページを御覧ください。箱の右側、説明欄に記載のとおり、今回の歳出の補正は、新型コロナウイルス感染症対策中小企業信用保証料返還金です。説明欄には大まかな概要のみの記載ですので、口頭にて詳しく御説明いたします。まず、信用保証料とその返還につきましては、中小企業の事業主が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会へ保証料を支払うことで、実績の少ない事業者でも信用保証協会の保証付きという条件での借入が可能になります。保証料は、融資を受けた額と返済期間に応じて金額が決まりますが、事業主が返済期間の途中で繰上げ償還をした場合には、信用保証料の過払い分が事業主に返還されることになりまして、通常はこれで完結となるのですが、今回の場合、国からの交付金が入っており、令和2年度にコロナ対策として、国からの臨時交付金を活用し、茨城県と土浦市が信用保証料を負担する事業を行いまして、利用件数が331件ございました。そのうち令和3年に1件、令和4年に8件の事業者が繰上げ償還を行いまして、事業者に返還される保証料は、国からの交付金ですので、国に返還しなさいと指導が国からありましたので、9件の対象事業者へ返還請求をしまして、現在は、一旦、一般会計商工費の雑入に入っております。令和5年の5月中旬に、総務省から正式な国庫返納手続の通知がありましたので、今回の補正で対応するものでございます。返還金の対象となった9事業者のリストや総務省からの通知につきましては、3ページ以降に掲載しておりますので、後ほど御覧ください。今後も融資を受けた事業者が繰上げ償還する可能性がございますので、その際には、また今回と同様な手続になりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。7ページをお願いいたします。7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費のスマートインターチェンジ整備事業につきましては、設置に向けて検討を行っているところです。この度の補正予算の内容を御説明する前に、スマートインターチェンジの検討、整備の流れにつきまして、説明をさせていただきますので、次の8ページをお願いいたします。向かって左側のフローにつきましては、国が示す検討、整備の流れとなっておりますので、この流れに合わせた形で、右側に土浦市における取組の流れを記載しております。本市におきましては、令和2年度から設置可能性調査を実施いたしまして、国や県、NEXCO等関係機関と協議を行いながら、必要性の検討等を行った上、設置候補位置につきましては、最も整備効

果の高い土浦境線、いわゆる土浦学園線への接続を最適案として、議会へ御説明したのち、令和3年度以降、交通量推計や整備効果の検討を行ってまいりました。本年度につきましては、国による準備段階調査箇所を選定に向け、国、県、NEXCO等と協議を行いながら作業を進めているところです。この準備段階調査箇所選定とは、スマートインターの準備段階において、国として必要性が確認できる箇所を選定をするものであり、その次の段階といたしましては、準備段階調査において、検討や調整が整い、実施計画書が提出された箇所につきまして、新規事業化がなされるという順番となっております。このような中、先日、NEXCO等関係機関と協議をした際、この新規事業化を見据え、来年度に予定をしておりました地質調査につきまして、本年度中に前倒しで実施するよう意見が出されました。また、スマートインターの線形やアクセス道路等につきまして、今年度中に、複数案作成する必要があるとの意見も出されたため、前の7ページに記載がありますとおり、本年度、新たに地質調査に要する費用を計上させていただくとともに、設置検討調査につきましては、本年度、当初予算において704万円を計上し、検討作業を行っておりますが、新たな追加作業が必要となりましたことから、設置検討調査につきましては、増額の補正をお願いするものでございます。なお、本市におきましては、本年度、国の準備段階調査箇所選定を目指しておりますことから、8月28日に島岡議長、平石委員長にも同行いただき、安藤市長が国土交通省を訪問して要望活動を行ったところでございます。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○**浅岡道路建設課長** 道路建設課の補正は、債務負担行為の変更でございますが、この後の⑦常磐線荒川沖・土浦間岩柳こ線人道橋掛替外1工事の変更協定（案）と関連がございますので、その際併せて説明させていただきます。

○**室町下水道課長** 下水道課でございます。④令和5年度土浦市一般会計補正予算（第6回）（案）についてをお願いします。11ページをお願いします。9月定例会におきまして、補正をお願いするものが2件でございます。一つ目は、表の7款土木費、3項河川費、2目排水路維持費の排水路維持管理事業の補正は、説明欄に記載の排水路整備工事費の230万円の増額補正でございます。この事業は、都市下水路をはじめ、雨水を排除する水路の維持管理を行う事業で、修繕が必要な工事を行っているものですが、今回の補正の要求については、6月の豪雨の影響で、水路の破損が発生したことから、その水路復旧工事を行っております。そのため、今後、当初から予定している修繕工事の実施が困難になることから、不足分の増額補正をお願いするものです。二つ目は、表の下の、3目排水路整備事業費の都市下水路整備事業の補正は、説明欄に記載の

荒川沖都市下水路基本設計委託の444万4,000円の増額補正でございます。今回の補正を要求する内容は、中村南六丁目付近の荒川沖都市下水路が学園東大通りと交差する地域を中心に降雨の度に、頻繁に浸水被害が発生しており、6月の豪雨災害でも例外ではございませんでした。そのため早期的な浸水対策を行う必要があることから、排水経路の再確認及び調査範囲を広げて、流末である荒川沖都市下水路の流域調査及び基本設計を行うため、増額補正をお願いするものです。12ページは、中貫都市下水路について、越水により田んぼに土砂等が入ったような状況でございます。13ページをお願いいたします。こちらは、都和都市下水路となりまして、雨水の越水によりまして、法面が崩れて補修しそうした現場の状況となっております。14ページにつきましては、神立都市下水路が同様に雨水の越水によりまして、水路の路肩等が崩れて補修している状況でございます。15ページでございます。こちら中貫都市下水路が雨水により法面等の状況となっております。16ページをお願いいたします。この位置図の箇所において頻繁に浸水被害が発生する箇所となり、基本設計を行う箇所となります。説明は、以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○寺内委員 丁寧な説明だけど、常磐道は、つくばと土浦と分かれちゃうよね。土浦がどんどん進んで、つくばのほうが進まないのでは、インターチェンジはできないと思う。学園線を下っていくと左側のつくばの所に池があるんだよね。だから、つくば市さんと足並みそろえなかったら、いつになったら開通になるのってことになると思うんだよね。なるべく、つくば市の都市整備部のほうと連携をとってやってくださいよ。国が一生懸命やって後押ししてくれているのは、分かっていることだから、つくば市さんと二人三脚でいかないと、つくばが進まないから開通が遅れていますなんていうのは、市民に迷惑がかかっちゃうので、そこだけお願いします。

○平石委員長 つづいて、⑤令和5年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）（案）について、説明をお願いします。

○中島公園・施設管理課長 産業建設委員会資料の⑤令和5年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）（案）についてをお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただき、2ページをお願いいたします。駐車場事業特別会計補正予算案につきましては、令和4年度の決算剰余金につきまして、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、歳入は繰越金として1,554万8,000円の増額補正、歳出は駐車場設備の更新等に必要な経費として財政調整基

金へ積み立てるため、同額の増額補正をお願いするものでございます。なお、地方財政法第7条におきましては、各会計年度において、決算剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを生じた翌年度までに、積立て等に充てなければならないこととなっております。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○下村委員 この剰余金を積み立てるっていうのは当たり前のことなんですけども、公営企業会計を進めなさいって、さっき下水道課長からも小規模のやつでも令和5年度までを目標に、国が公営企業会計にきなさいという話が出ているので、土浦市のこの駐車場会計も結構な金額を動かすので、本来ならば公営企業会計にしなければいけないのかなというところを、どのように考えているのかを教えていただければと思うんですが。

○中島公園・施設管理課長 駐車場会計につきましてはそういった内容もございますが、指定管理者制度を導入しておりまして、今年度から指定管理ということで5年間の契約を行っております。以上です。

○下村委員 指定管理者制度はよいのですが、その公営企業会計との関連はどうなんですか。

○中島公園・施設管理課長 公営企業会計という会計と契約の指定管理と別かと思えます。そういった中で、指定管理、公営企業につきましても、国のそういう先ほどの内容もありますので、ちょっと再確認しまして、必要性について検討させていただきたいと思えます。以上です。

○下村委員 国では、令和5年度までに、土浦市は先ほどの下水道で、集落排水は今度組み入れたからいいんだけど、まだ残っていたのは駐車場会計なんですよね。だから駐車場会計はやっぱり、本来は公営企業会計で扱っていかなければいけないっていう指導が来てるんですよ。全国的にね、そういうことをしたらきなさいよって話が出ているので、土浦市だけがやってないわけじゃないですけど、そういう検討はしていかなきゃいけないというふうに感じますので、よろしくをお願いします。

○竹内委員 指定管理者が土浦市に払う利益からの上納金があるじゃない。あれ幾らだっけ。

○中島公園・施設管理課長 はい、5,700万円になります。それに加え、収入と支出の差額、それを上回った場合はその8割が市、2割が指定管理者という内容となっております。

○竹内委員 東口の立体駐車場とか、西口とか、前も指定管理やったような記憶あんだけど、結局上納金が払えなくて、産業文化事業団のほうに回ったというのを覚えてるんですが、今度大丈夫かね。

○中島公園・施設管理課長 そのようなことがないように、そういうのも含めて民間活力を活用してまいりたいというふうに考えております。

○平石委員長 つづいて、⑥令和5年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）（案）について、説明をお願いします。

○室町下水道課長 ⑥令和5年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）（案）についてをお願いします。2ページをお願いします。9月定例会におきまして、農業集落排水事業特別会計における補正をお願いするものでございます。表の1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業管理費、1目農業集落排水事業管理費、農業集落排水事業の補正は繰出金の増額でございます。令和4年度の農業集落排水事業特別会計は、一般会計からの繰入金を頂いていることから、令和4年度の決算において生じた決算剰余金50万2,000円については、一般会計に繰り出すものでございます。下水道課の補正は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 つづいて、⑦常磐線荒川沖・土浦間岩柳こ線人道橋架替外1工事の変更協定（案）について、説明をお願いします。

○浅岡道路建設課長 ⑦常磐線荒川沖・土浦間岩柳こ線人道橋架替外1工事の変更協定（案）につきまして、御説明いたします。2ページをお願いします。現在、JR東日本水戸支社と工事委託の協定を令和3年から令和7年までの期間で締結し、常磐線を跨ぐ富士崎二丁目と小松ヶ丘町の人道橋、通称二番橋の架け替え工事を進めているところでございます。3ページが位置図でございます。場所につきましては、旧土浦市役所本庁舎の南側、土浦拘置支所から見ると東側になります。こちらにJR常磐線の北西側の富士崎二丁目と南東側の小松ヶ丘町を結ぶ一番橋と二番橋がございます。これらの橋梁は先ほども申し上げましたとおり、自動車は通行できない自転車歩行者用の橋梁でございます。今回、協定の変更を行いますのは位置図で青色の着色をしてあります作業ヤードの施工について、当初協定の締結前のJRとの打合せの中で、今回、本協定の変更として、1億5,759万198円の負担額の増額をし、当初協定額9億9,035万8,000円を11億4,794万8,198円に変更する変

更協定の承認をお願いするものです。4ページの写真が作業ヤードの写真でございます。6ページから10ページまでの資料が今回締結しようとする変更協定書の案の本文でございます。また、一般会計補正予算（第6回）についてでございますが、11ページをお願いします。今説明させていただいた変更協定に伴い、令和4年度から令和7年度までの設定で債務負担行為の限度額を9億2,293万円としておりましたが、1億5,759万1,000円を増額し、10億8,052万1,000円に債務負担行為の限度額の変更をお願いするものです。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○今野委員 この事業、結構大きな事業ですよ。場所的な問題とか双方の技術的な問題を最初から分かっていたとしたら、想定できたのではないかとも思うんですが、その辺のいきさつを教えてくださいませんか。

○浅岡道路建設課長 はい。工事ヤードにつきましては、先ほど説明させていただいたように、土浦市のほうで施工するというところで進めていたんですけど、おっしゃるとおり、実際にその辺のスケジュールがちょっと甘かったというところと考えており、大変申し訳ないと思っております。

○平石委員長 つづいて、⑧市道の路線の認定及び変更（案）について、説明をお願いします。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。⑧市道の路線の認定（案）についてをお願いいたします。2ページをお願いいたします。市道の認定（案）につきましては、4路線でございます。新規路線が2路線と変更路線が2路線となります。4ページをお願いいたします。中村南六丁目6号線は、中村小学校の南側で県道藤沢荒川沖線の北側に位置しております。この路線は、開発行為を株式会社クラフトが行い、寄附により、延長95.34メートル、幅員6.0メートルを市道に認定するものでございます。5ページをお願いします。荒川沖19号線は、国土交通省常陸河川国道事務所の西側に位置しております。この路線は、開発行為を茨城グランディハウス株式会社が行い、寄附により延長49.98メートル、幅員6.0メートルから9.0メートルを市道に認定するものでございます。6ページをお願いします。こちらの神立中央1丁目1号線及び2号線でございますが、変更する路線でございます。原因としましては、神立駅前の区画整理により県道牛渡馬場山土浦線が西側に道路整備したことで、起点を変更し延長を短くなるもので、1号線が延長328.81メー

ルから301.81メートルと27.0メートル減となり、2号線が延長253.19メートルから243.29メートルと9.9メートル減となる認定の変更をするものでございます。以上の4路線の市道認定につきまして、よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、⑨専決処分の報告について、説明をお願いします。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。⑨専決処分の報告について、をお願いいたします。今回の報告は、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解4件でございます。2ページをお願いいたします。事故の発生日時と場所につきましては、令和4年11月19日午後1時半頃、天川郵便局の北側・土浦市天川2丁目1008番577地先において発生した人身事故でございます。事故の概要としましては、車椅子を押していたところ、道路が坂になっていることに気付かず、転倒して骨折したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し損害額15万円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。なお、3ページが位置図でございます。4ページをお願いいたします。現場状況の写真でございますが、直ちにバリケードを設置しまして、現在は下の写真のように安全柵を設置いたしております。つづきまして、5ページをお願いいたします。2件目でございます。事故の発生日時と場所につきましては、令和5年2月1日午後1時50分頃、クラフトシビックホール土浦の北側・土浦市東真鍋町2番5地先において発生した人身事故でございます。事故の概要としましては、歩行中に側溝の隙間に落ち受傷したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し損害額1万2,828円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。6ページが位置図でございます。7ページをお願いいたします。現場状況の写真でございますが、直ちに隙間を無くす工事を実施いたしております。つづきまして、8ページをお願いいたします。3件目でございます。事故の発生日時と場所につきましては、令和5年6月3日午前10時半頃、土浦千代田工業団地内の土浦市東中貫町2番2地先において発生した車の物損事故でございます。事故の概要としましては、車で走行中に道路の穴に落ちタイヤが破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し損害額1万9,074円を支払うことにより和解したものでございます。支

払いにつきましては、損害保険にて対応しております。なお、9ページが位置図でございます。10ページをお願いいたします。現場状況の写真でございますが、直ちに補修工事を実施いたしております。11ページが被害写真でございます。つづきまして、12ページをお願いいたします。4件目でございます。事故の発生日時と場所につきましては、令和5年4月17日午前6時頃、港ポンプ場の東側、土浦市港町3丁目13番6地先において発生した車の物損事故でございます。事故の概要としましては、車を路肩に寄せた際、側溝に落ちタイヤ及びバンパーが破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額7万3,240円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。なお、13ページが位置図でございます。次に14ページをお願いいたします。現場状況の写真でございますが、直ちに側溝蓋の補修工事を実施いたしております。15ページが被害写真でございます。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○竹内委員 市の道路を走って車が破損したと、これ本人が申請に来るのか。

○滝田道路管理課長 非常に多いのが、車屋さんです。

○海老原委員 1件目の金額がぴったり15万、どういう計算なのか。

○滝田道路管理課長 ぴったりの額ではあるんですけども、15万円という額になっております。

○海老原委員 車対車の按分みたいになってるのか。

○滝田道路管理課長 実際、損害額26万2,000円ですけども、支払額は15万円となっております。

○海老原委員 それは、どこで判断されたんですかね。

○滝田道路管理課長 保険会社で、割合を決めております。

○平石委員長 つづいて、報告事項です。⑩小町の館隣接用地の取得について、説明をお願いします。

○沼尻商工観光課長 小町の館隣接用地の取得について、御説明いたします。サイドボックス⑩の資料1ページを御覧ください。現在の小町の館ですが、委員の皆様も御承知のとおり、土日、祝日には登山客が多く、駐車場のスペースが間に合わずに路上駐車が発生しており、利用者から駐車スペースの確保についての要望が届いております。このようなことから、駐車場の確保がいよいよ必要になってきたところ、小町の館の隣接地、資料の地図、赤枠で囲っており

ますが、東側の土地所有者から、買取りの希望の話を頂きましたので、このタイミングを逃さずに、用地を確保したいと考えております。今後のスケジュールとしましては、公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法による土地の先行取得、土地開発基金による先買いを行いまして、来年度以降に取得した土地の整備を行い、買戻しをしたいと考えております。また、土地の整備につきましては、駐車場としての機能を持たせつつ、一部はイベント広場等にも利用できる多目的スペースとして活用してまいります。説明は以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○海老原委員 結構なことだと思うんですが、この地図で③と④の間に隙間があるのだけど、これは農道なのか。この後、道路として広げる予定とかあるのかどうか。

○沼尻商工観光課長 水路というか、そちらが公図上は残っているような形になってるようです。道路として広げるとかは、ありません。構想としましては、この④と③の部分辺りのところを駐車場として整備できたらと。②と①の部分については、先ほど申し上げた多目的広場のような、そういうスペースにできたらというような構想でございます。

○下村委員 こういうことは、いいことだろうと思うんですが、これは開発するのと同じで、今、農地ですね。これを取得した後、駐車場にする。それで②と①辺りが、多目的広場とかっていう話だけでも、景観を損なわないよう考えてやっていただきたいなというふうにこれは要望です。よろしくお願いします。

○今野副委員長 多目的広場にしようと思っているということで、具体的にはどのようなことを今イメージとして持ってらっしゃいますか。

○沼尻商工観光課長 はい。イメージとしましては、小町の館のほうでイベント等を展開しております。最近、大分お客様も多くいらっしゃっているので、具体的にはキッチンカーですとか、そういった飲食もできるようなところとか、子供たちが自由に遊べるような、フリースペース、具体的な構想はまだ練り上がっていないんですけれども、そういうような広場にしたいと考えております。

○今野副委員長 私の個人的な知り合いを案内したら、とても残念だっていう意見を頂まして、こんなに素晴らしいポテンシャル持っているのに、どうしてここにこういうことをしないんだろうとか、どうしてこんな建物を建てちゃうんだろうとか、今は人が来ているから、建物だとか広場だっていう見方になっているようですけれども、そうじゃなくて、もう一歩先を見据えて、こういうふうに関係していかうって、外部の人たちの意見も聴いてもいいのかなと

思いました。要望です。

○平石委員長 つづいて、⑪令和5年台風第2号大雨被害に係る農作物被害報告書の提出について、説明をお願いします。

○黒須農林水産課長 別添資料11の令和5年台風第2号大雨被害に係る農作物被害報告書の提出について御報告させていただきます。概要でございますが、今年6月2日から3日にかけて発生した台風第2号に伴う大雨による農作物被害について、茨城県農業漁業災害対策特別措置条例運用要領第3条に基づき、農作物被害報告書を7月20日付けで茨城県に提出いたしました。報告内容でございますが、JA水郷つくばによる農家への聴取り内容や土浦市や県南農林事務所などに寄せられた被害情報を基に連携し、圃場の被害程度の確認を行いました。(1)被害状況の表を御覧ください。まずこの表の真ん中にございます被害程度でございますが、これは下にもございますように、圃場ごとの減収見込の割合を示すものでございます。この中、被害を受けた作物でございますが、この表の左側の欄、上かられんこん、グラジオラス、アルストロメリア、トマト、落花生で被害が見られましたが、御覧のように、大きな被害を受けた被害程度が30パーセント以上であろう圃場が確認できた作物は、れんこんのみでございました。被害面積の内訳は、御覧のとおりでございます。つづきまして、(2)被害金額は、3,290万9,000円でございます。この金額は、上記の被害面積及び被害程度に加え、茨城県の平均単収及び平均単価を基に算出したものでございます。今回の報告内容は、茨城県農業漁業災害対策特別措置条例第3条第2項に規定する被害農業地域の基準に該当しないことから、条例の適用が受けられないものでございました。県に確認したところ、今回の災害で被害農業地域に指定された市町村はございませんでした。私からの報告は、以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○下村委員 県の被害農業地域の基準に該当しないという報告を受けましたけど、国のほうから8月25日付けで激甚災害指定してくれたじゃない。そうすると、対応はどのようになるのかなと思うんですけど、まだこれは連絡が来てないのか。

○黒須農林水産課長 農業被害に関しまして、今おっしゃったような通知は、まだございません。

○下村委員 例えば農業に関しては、70パーセントか75パーセントかな。それが83パーセントまで保障が考えられるわけだ。農業倉庫だとか排水路だ

とか、そういったものに関しても出せるわけだから、どのようになっているのか問合せをしていただいて、支援ができるものであればどんどん支援をしていてもらいたいなと思いますので、調査してください。よろしくお願いします。

○竹内委員 この条例は、政策討論会でかなり俺はしつこく言ったんだけど、3,000万の被害総額も申請したけども結局、被害農業地域基準に該当しないのか。

○黒須農林水産課長 被害農業地域に指定されるためには、被害農業者中に含まれる被害農業者数が10パーセント以上を超えなければならないということがございます。今回、30パーセント以上の補助が確認できたのはれんこんのみということでございまして、れんこん農家さんの戸数から被害の業者が出た戸数を計算しますと、土浦市の場合1.6パーセントということでございます。

○竹内委員 ということは、被害総額を3,100万報告出したけど、被害対象地域に入らないので、全く何も無い。県は何もしてくれないってこと。

○黒須農林水産課長 結果的にはそういうことになります。

○平石委員長 先ほど下村委員が指摘された部分は、今度の本委員会までには確認して、また新たな資料があれば、よろしくお願いします。

○下村委員 インフラ整備に関して出ていると思うんですよ。だから農業の直接の被害には、出てこないと思うんです。けれどもインフラ整備に関しては、多分、激甚災害指定になったというのは、8月25日になったというふうに情報があります。

○平石委員長 つづいて、⑫土浦市歴史的風致維持向上計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について、説明をお願いします。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございまして、つづきまして、産業建設委員会資料の⑫土浦市歴史的風致維持向上計画（案）に係るパブリック・コメントの実施についてをお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。1の趣旨といたしましては、土浦市歴史的風致維持向上計画の策定に当たりまして、本計画（案）を公表し、広く意見を募集するものでございます。3の意見の募集期間といたしましては、9月6日からを予定してございます。それでは、3ページをお願いいたします。1の計画の目的についてでございますが、本事業で策定いたします歴史的風致維持向上計画につきましましては、歴史的建造物等と祭礼行事等の伝統的な営みや活動が一体となった良好な環境を地域固有の資産として捉えまして、歴史的風致の維持、向上を図ることにより、個性豊かな地域社会の実現を図るものでござい

す。そして、本計画を策定することにより、計画に位置付けた事業につきましては、国からの支援を受けることができることとなるものです。3の計画期間につきましては、令和6年度からの10年間を予定してございます。4の計画内容につきましては、(1)の「歴史的風致形成の背景」から(8)の「歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項」につきましては、国から示されております章立てとなっております。5の維持向上すべき歴史的風致につきましては、5つのテーマに分類の上、霞ヶ浦の恵みや城下町の祭礼、教育、学習の風土に見る歴史的風致等としているものです。6の重点区域の設定についてでございますが、法の定めによりまして、本市で該当する史跡・建造物は、土浦一高にございます旧茨城県立土浦中学校本館と上高津貝塚の二つが該当しますことから、これらに関連する歴史的風致が広がる地域を基本としまして、本市の象徴的存在である土浦城址及び周辺地区を含める形で、次の4ページの位置図のとおり、区域を設定しております。5ページをお願いいたします。7の歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業一覧につきましては、本計画に位置付けを行う事業の一覧となっております、(1)から(6)の事業区分に基づき、計22事業を位置付けております。主な事業をいくつか紹介させていただきますと、①の歴史まちづくり包括的支援事業につきましては、建物の改修費用の支援から活用までを包括的に支援させていただく仕組みをつくることにより、歴史的な建造物の保存・活用を図る事業となっております。②の土浦城址整備事業につきましては、土浦城址の保存活用計画の策定を検討するとともに、濠の復元整備等を実施するものとなっております。本計画の策定に当たりましては、学識経験者や市民団体、関係機関等により構成しております土浦市歴史的風致維持向上計画推進協議会を設置し、産業建設委員会からは平石委員長に参画をいただき、昨年度から協議を重ねてきたところであり、今回のパブリック・コメントを踏まえ、本年11月の国の認定に向け、本計画をまとめていきたいと考えております。なお、計画書(案)につきましては、⑫-1として掲載しておりますので、後ほど、お時間があるときに御覧いただければと思います。説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、⑬第三期土浦市中心市街地活性化基本計画(案)に係るパブリック・コメントの実施について、説明をお願いします。

○福澄都市整備課長 都市整備課でございます。第3期土浦市中心市街地活性

化基本計画（案）に係るパブリック・コメントについて報告させていただきます。1の趣旨といたしましては、中心市街地における居住人口の減少や、空き店舗の空室の増加等により、中心市街地の空洞化が進んだため、その解決に向け、平成26年3月に初の中心市街地活性化基本計画の認定を受け、続く平成31年3月には第2期計画の認定を受け、中心市街地の活性化に取り組んでまいりました。第1期計画では土浦駅周辺に市役所や図書館など、都市機能の集約を図り、2期計画ではサイクリング事業を中心にサイクリング環境の整備や開放的な歩行者空間の整備など、回遊性の向上を図ってまいりました。このような中駅周辺に複数のマンションが建設され、中心市街地の人口増加など目に見える成果があった一方、コロナ感染症の影響が大きく歩行者、自転車交通量が大幅に減少するなど、賑わい創出が難しい状況が続きました。今後のアフターコロナに向け多くの人々がまちを行き交う、恒常的な賑わいの再生を目指し、第3期土浦市中心市街地活性化基本計画（案）をまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集するものです。3の募集の期間ですが、令和5年9月6日からの予定となっております。つづいて、第3期計画の概要を説明させていただきます。第3期計画においては、計画目標と数値に関しては、今までの「休日のにぎわい創出」「商業・業務機能の強化」「まちなか居住人口の増加」に加えて「交流人口の増加」を追加させていただきました。こちらは、アフターコロナを見据えての新たな目標とさせていただきます。基準値10万7,835人に対し、目標17万101人と設定させていただきました。4ページをお願いいたします。第3期計画の事業概要を説明させていただきます。右上の黄色の部分、「交流拠点整備や地域資源・公共空間の活用によるにぎわいの創出」として①土浦港周辺広域交流拠点整備事業を、引き続き進めさせていただきます。②として「行者利便増進道路活用推進事業」でございますが、こちらは、道路空間における食事施設や購買施設の設置を民間に認めていくものでございます。つづいて、左下の青色の部分「民間活力等を活かした商業・業務機能の活性化」として④中心市街地まちなか再生事業として子育て支援施設等の公共施設のほか、民間による商業施設の導入を進めてまいります。⑥土浦市企業立地促進事業費補助金交付事業として、中心市街地における企業の立地や商業施設の立地に対して助成を行うものです。最後に右下の「まちなか居住の推進による人口の集約化」として、今までの購入補助や賃貸補助の充実とともに、⑨賃貸住宅建設補助を新たに設け、共同住宅の建設に対し助成を行ってまいります。こちらの計画は有識者や関係機関等で構成する中心市街地活性化基本計画策定委員会や商工会議所等で構成する中心市街地活性化協議

会の意見をもらいながら策定し、12月頃、内閣府へ提出したのち、令和6年3月の認定を目指してまいります。説明は、以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、その他です。入札案件について、続けて順次、説明をお願いします。

○沼尻商工観光課長 資料2ページをお願いします。土浦市勤労者総合福祉センター外壁タイル等改修工事でございます。工事個所は、木田余東台四丁目地内になります。工事の内容は、定期的な建物域点検におきまして、経年劣化により外壁タイルが剥離する危険性が指摘されたため、利用者の安全性を第一に、補修工事を行うものでございます。商工観光課の説明は以上です。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。3ページをお願いいたします。ナショナルサイクルルート路面標示等整備工事につきまして、説明をさせていただきます。本工事につきましては、ナショナルサイクルルートとして指定を受けておりますつくば霞ヶ浦りんりんロードに関しまして、凡例にありますとおり、ナショナルサイクルルートの指定に必要とされる案内看板や路面表示を設置するものでございます。土浦市域分の工事といたしましては、右下の工事概要にありますとおり、案内看板2基と路面標示21枚の整備となっております。都市計画課からの説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。3ページをお願いします。道路管理課は5本ございまして、全て舗装工事でございます。最初に国補道管道維工第1号市道Ⅰ級3号線舗装打換工事でございます。この工事場所は、土浦千代田工業団地内でございます。概要といたしまして、延長120メートル、幅員10メートルで舗装面積が1,200平方メートルとなります。4ページをお願いします。道管道維工第106号市道新治Ⅱ級5号線外舗装打換工事(起債)でございます。この工事場所は、東筑波新治工業団地の東側でございます。概要といたしまして、左側の延長190メートル、幅員5.2から6.25メートル、右側の延長140メートル、幅員4.0から4.2メートルで舗装面積の合計が1,630平方メートルとなります。つづきまして5ページをお願いします。道管道維工第109号市道Ⅰ級9号線舗装打換工事(起債)でございます。この工事場所は、テクノパーク土浦北工業団地の東側でございます。概要といたしまして、延長117.5メートル、幅員4.6から6.8メートルで舗装面積が675平方メートルとなります。つづきまして、6ペー

ジをお願いします。道管道維工第110号市道I級8号線舗装打換工事(起債)でございます。この工事場所は、菅谷小学校の南側でございます。概要といたしまして、延長181.6メートル、幅員4.9から5.05メートルで舗装面積が915平方メートルとなります。つづきまして、7ページをお願いします。道管道維工第111市道新治II級8号線舗装打換工事(起債)でございます。この工事場所は、さん・あぴおの南側でございます。概要といたしまして、延長157メートル、幅員2.2から3.45メートルで舗装面積が392平方メートルとなります。道路管理課は、以上でございます。

○**浅岡道路建設課長** 道路建設課の入札案件につきましては、4件でございます。9ページをお願いいたします。東真鍋1号橋(木田余立体橋)耐震補強工事及び長寿命化工事でございます。工事の場所につきましては、東真鍋町地内にあります土浦第二中学校の南東側、幹線道路となっております市道I級18号線(通称国体道路)の橋梁でございます。工事概要につきましては、まず耐震補強工事としましては、橋桁の落下を防止するための落橋防止装置の設置など、長寿命化工事としましては、既存の排水管を撤去し、新たな排水管を移設する工事などでございます。つづきまして10ページをお願いします。常磐線3号橋(二番橋)橋面舗装工事でございます。先ほど説明させていただきました二番橋の舗装工事でございます。概要でございますが、延長31.7メートルの区間におきまして、幅員3.92メートルの舗装工事を実施し、照明器具を15台設置するものです。つづきまして11ページをお願いします。市道I級7号線実施設計委託でございます。委託の場所につきましては、菅谷町集落センターの南側に位置する県道戸崎上稲吉線から南下する菅谷町地内の生活道路でございます。委託の概要としましては、延長420メートルの区間におきまして、現況幅員約4.2メートルから5.0メートルの道路を計画幅員4.5メートルから5.0メートルに拡幅改良するための設計委託でございます。つづきまして、12ページをお願いいたします。市道荒川沖東一丁目5号線実施設計委託でございます。工事の場所につきましては、荒川沖駅の東側に位置する荒川沖東一丁目地内の生活道路でございます。委託概要としましては、延長320メートルの区間におきまして、現況幅員約4.0メートルの官地幅を活用して改良するための設計委託でございます。道路建設課の案件につきましては、以上でございます。

○**三浦住宅営繕課長** 住宅営繕課でございます。つづきまして、サイドブックスの13ページをお願いいたします。住宅営繕課からは、市営住宅の長寿命化に係る3件の改修工事について、御説明いたします。土住第1号中村住宅1号

棟給水管改修工事をお願いいたします。この工事につきましては、1号棟全40戸の中で、建築当時からの給水管を使用している19戸について、更新工事を行うものでございます。工事の内容といたしましては、各部屋の量水器から水栓（蛇口）までを交換するものでございます。つづきまして、14ページをお願いいたします。土住第2号中村住宅2号棟給水管改修工事でございます。これにつきましても、先に御説明いたしました1号棟と同様でございます。39戸中19戸の給水管の更新でございます。つづきまして、15ページをお願いいたします。土住第3号都和テラス住宅13号棟から22号棟までの外壁改修工事でございます。この工事につきましては、昨年引き続き、劣化が進む都和テラス住宅の外壁塗装、一部の防水工事を行うものでございます。説明は以上となります。

○室町下水道課長 下水道課では3件ございます。はじめに、8月31日執行の一般競争入札案件国補都下第1号西根・竹の入都市下水路施設整備工事でございます。この工事は、中村西根地区から中村南地区周辺の浸水対策として、常総学院高校の西側に位置する都市下水路の流末付近に当たる箇所での改修工事でございますが、平成24年度から防衛省（特定防衛施設周辺整備調整交付金）の補助金を活用し事業を継続しております。今回の工事内容でございますが、水路幅2メートル、深さ1.4メートルの水路、延長59.6メートルの工事を実施するものでございます。つづきまして、17ページをお願いいたします。8月31日執行の一般競争入札案件国補公下第1号右靱第二処理分区公共下水道（汚水）工事でございます。この工事箇所は、右靱集落内の下水道の未整備箇所に汚水管を布設する工事であり、工事内容につきましては、口径200ミリメートルの汚水管渠を160.2メートル布設する工事でございます。つづきまして、18ページをお願いいたします。8月31日執行の一般競争入札案件国補公下維（委）第3号ストックマネジメント基本計画に基づく第2期修繕・改築計画策定業務委託でございます。この委託は、下水道施設の長寿命化を目的として、平成30年度に策定しました、下水道ストックマネジメント計画に基づいた既存施設の点検と調査結果から、修繕や改築を行うための事業計画を策定するものでございます。今回発注の委託内容でございますが、ストックマネジメント基本計画に基づき、管渠及びポンプ施設の調査を実施しておりますが、その調査結果に基づきまして、修繕・改築が必要とされた箇所として、市内のポンプ場のうち、港ポンプ場、塚田ポンプ場及び新川ポンプ場の3か所のほか、道路に埋設されております、下水道の管渠施設25.49メートルやマンホールに設置された圧送ポンプなどの修繕・改築の計画を策定するものでございま

す。下水道課は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○和田水道課長 水道課でございます。水工配新工第1号手野町地内配水管布設工事でございます。この工事は、手野町地内の未整備路線につきまして、地元からの要望による新設工事でございます。工事内容につきましては、口径50ミリから75ミリの配水管を、129メートル区間布設する工事でございます。つづきまして、20ページをお願いします。水工配新工第2号霞ヶ岡町地内配水管布設工事でございます。この工事は、霞ヶ岡地内の未整備路線につきまして、地元からの要望による新設工事でございます。工事内容につきましては、口径50ミリから75ミリの配水管を、112メートル区間布設する工事でございます。つづきまして、21ページをお願いします。水工配更工第4号東真鍋地内配水管布設替工事でございます。この工事は、東真鍋地内、土浦第二中学校の西側箇所における、老朽管の布設替え工事でございます。工事内容につきましては、既存の口径75ミリの配水管を140メートル区間、ポリエチレン製の配水管に布設替えする工事でございます。水道課は、以上3件でございますので、よろしく申し上げます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○下村委員 下水道課の西根・竹の入都市下水路、毎年50メートルから60メートル近くやっていて、いつ目的地に到達するのでしょうか。

○室町下水道課長 はい。こちらの都市形成につきましては、国道6号バイパスを整備しておりますけど、その付近まで整備を予定しております。国の補助を活用してやっていきますので、補助金に応じてやれるだけ毎年計画してやっていきたいということで、完了の年度については定まっております。

○下村委員 ここの地区は、工業団地の建設予定を土地区画整理組合がやろうとしてるから、合わせていけば、ここのところの開発と合わせていけばもっとスムーズに運ぶんじゃないかというふうにも感じます。ただ、目標を設定しない工事ってあるんですか。

○室町下水道課長 延長としては、約1,300メートルほどの区間を今整備してるような状況でございますが、やはり国の補助が幾ら付くかによって計画の見通しがつきませんので、どうしてもそういう中での回答となって大変申し訳ございません。今後こちらの開発で面整備もありますので、そちらについては調整池を設けてもらうなりして都市下水に負荷がないような形で整備をするところがございますので、また別な補助事業があれば勉強しながら進めたいと思います。

○**下村委員** ありがとうございます。6号バイパスができることによって地形が変形しないだけけれども、雨水の進み具合が変わってくる可能性があるわけです。そういった中で、竹の入まで数キロと言っていますが、早めに整備して、国交省と打合せをしながら、地形の雨水がどのような流れ方をしているのか調査をして、検討していただきたいと思います。やっぱり、スピードを上げられるような方策を考えていかないと、50メートル、60メートルでやっても、いつになっても終わらないでしょう。そこら辺ちょっと教えてください、もう1回。

○**室町下水道課長** 下水道課でございます。まず6号バイパスにつきましては、6号バイパスの道路排水については、雨水調整池を設け、そこで調整して直すということで、協議を進めているところでございます。都市下水道事業につきましては、今のところ本当に言える内容がありませんけれど、何か補助事業があれば、勉強させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○**平石委員長** つづいて、工事発注状況報告については、説明を省略しますので、後ほど資料を御覧いただきますようお願いいたします。つぎに、⑩茨城県水道事業の広域連携について、説明をお願いします。

○**和田水道課長** 水道課でございます。サイドブックスの⑩番をお願いします。茨城県水道事業の広域連携でございます。事業の内容につきまして、2ページをお願いします。こちらの資料は、上側に表記のございます茨城県政策企画部水政課からの資料でございますが、水道事業につきましては、茨城県におきましても、将来の人口減少や老朽施設の更新などに掛かる費用が膨大なことから、県内の水道事業の経営環境を整えるため、広域連携を進めるものでございます。はじめに、中段にございます「茨城県の方針」でございますが、将来、30年後における経営基盤の強化を図るため、1県1水道への統合を目指すものでございます。事業の統合による効果でございますが、県や市町村及び企業団が個別に運営管理する浄水場などの水道施設が複数ございますことから、県全体での最適な施設の統廃合により、経費節減を図るものでございます。右側の3ページをお願いします。水道事業の広域連携は、令和4年2月に策定されました茨城県水道ビジョンに位置付けられており、現在、県の主催による企業団や市町村が参加する研究会での意見交換などにより、30年後の統合に向けたシュミレーションを行っており、今後につきましては、経営の一体化に向けた準備会などでの協議、調整により、水道基盤の強化計画や事業計画等を策定する予定となっております。なお、広域連携は、大変長期的な計画でございますので、進捗状況等につきましては、適時に産業建設委員会にて御報告させていた

だきますので、よろしく願いいたします。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○竹内委員 2ページの茨城県の方針の一番下のほうに、統合を促しますというふうに書いてあんですけど、土浦市は統合を促されて統合する方向なんでしょうか。

○和田水道課長 県内に水道の企業体が46ございます。その中で統合によるメリットとデメリットについての洗い出し等を行っている研究会でも勉強させてもらっています。現段階、土浦市につきましては参加の方針で進めてまいりますが、今後の動向により、検討事項となってきますので、どのように進めていくか、検討した中で報告させていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○吉田委員 今の広域水道の問題の中で県が統合するという話の中で、水の問題って生活用水だけじゃなくて、企業を誘致するときにもすごく大切なことです。茨城県で企業を誘致したいよということで紹介したところ、ここは生鮮食品とか、水がたくさん使えない場所なので、そういう企業は駄目ですよというふうなお断りをされるような企業さんもいらっしゃるのを、私も見ているんですけども、今後、桜土浦インターのところ土浦市も工業団地を新設しますよというときに、必ずこの水の問題って、絶対につきまってくる話ですので、広域連携をしながら動くという中でも、やはり水の確保というのは企業の誘致に関することでも、とても大切になってくるので、ただの水道事業というのではなくて広域的な目線、他の事業との目線も加味しながら動向を注視した方がいいと思いますので、その辺は連携を取りながらやっていただきたいと思います。

○和田水道課長 委員から御意見いただいたところで、確かに飲み水としての上水道のほかに、工業用水とかそういった事業も県のほうで進めてございますので、その辺の進捗とか統廃合等の情報があれば、その都度、御報告させていただきたいと思います。

○平石委員長 そのほか、ありますか。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。本年度、運行を予定しております乙戸南地区における「つちまるバス」につきまして、口頭にて報告させていただきます。公共交通不便地域の解消を目的に運行しております「つちまるバス」につきましては、6月の産業建設委員会において御報告しましたとおり、令和3年度から中村南・西根南地区、令和4年度から右靱地区において運行を行っております。令和5年度につきましては、乙戸南地区での運行に向け、地

元の皆さんによる運行協議会において協議を重ねてまいりました。そして、この度、乙戸南地区の運行内容がまとまりましたので、本年秋からの運行開始に向け、準備を進めていたところ、運行事業者においては、運転手不足のため、本年秋からの新規路線の運行は難しいという結果となってしまいました。このため、地元の皆さんには、この結果を御報告の上、運行事業者とも調整を行いながら、運行に向けた今後の進め方をまとめていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。都市計画課からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○平石委員長 その他、執行部からありますか。

○室町下水道課長 本日委員のお手元に配布してございますマンホールカードにつきましては、以前メールでお知らせしましたパトレイバーデザインのマンホールカードでございます。これは、第20弾のマンホールカードに採択され、3ロット6,000枚を作成し、8月28日から、平日は政策企画課、休日は、きらら館にて配布を実施しているところです。初日は、金曜日でありましたが、マンホールカードマニアやアニメのファンの方を始めとして、736枚が配布され、翌日、翌々日の土日を含めて、3日間で、2,080枚の配布となりました。8月28日現在で約4,500枚の配布がされており、今現在では、一日当たり30枚前後の配布実績となっております。報告は、以上です。

○平石委員長 委員の方からありますか。

○今野副委員長 つちまるバスの新規ルートが、ちょっとペンディングになったってということで、その具体的な問題と乗車率を教えてくださいませんか。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。まず一つが乙戸南の状況ですが、運転士が不足していて、厳しいですということです。そういった中で、運行事業者の方にヒアリングを行ったところ、運転手を大々的に募集して運行できるような体制を作りたいという話を頂いておりますので、うちとしましても、せっかく乙戸南の運行内容がまとまり、地元の皆さんも待っておられますので、なるべく早い段階で運転手が確保されて運行できるようにしていきたいと考えてございます。あとはその他の状況でございます。令和3年度から運行しております中村南、西根南地区につきましては、1便当たり乗車定員が8名のうち3名程度乗っております。乗車人数は、コロナが明けて、増加傾向にございます。周知も図られている部分もありますので、徐々にまた利用者が増えてきていると考えております。右廻りが1.6から1.7名くらいで、こちらから運行当初に比べますと、少しずつ利用者が増えておりますので、このコロナが明けてこれから人の動きがまた変わってくる中で、多くの方に利用してい

ただけるように地元の方たちとも定期的に打合せをしておりますので、一応今状況はそういう状況でございます。

○平石委員長 ほかに、ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 それでは長時間にわたり、お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会します。